

安心して住める住まいを

耐震改修などの費用を補助します

●申し込み・問い合わせ先 都市計画課 建築住宅班 ☎(248)3855

今後の大地震に備え、市民の皆さんが安心して住み続けられる住まいを確保するため、戸建て木造住宅の耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事の費用を補助します。

▼**申込期限** 10月31日(月) 午後5時
▼**必要書類** 補助金交付申請書・費用の見積書 など
※詳しくはお問い合わせください

補助制度	補助対象	補助額
耐震診断費補助	①市内にある戸建て木造住宅で住宅所有者本人が住んでいるもの ②昭和56年5月31日以前に着工した建築物か、市発行のり災証明などにより熊本地震での被災が確認できること ③建築基準法に違反のない建築物など ※昭和56年6月1日以降に増築した部分の面積が延床面積の1/2を超えている建築物は対象外	費用の2/3以内 (限度額86,000円)
耐震改修設計費補助	①、②は共通 ④地上階数が3階以下のもの	費用の2/3以内 (限度額20万円)
耐震改修工事費補助		費用の1/2以内 (限度額60万円)
耐震改修設計費・耐震改修工事費一括補助		費用の4/5以内 (限度額100万円)

大地震に備えましょう

危険ブロック塀などの撤去費用を補助します

●申し込み・問い合わせ先 都市計画課 建築住宅班 ☎(248)3855

今後の大地震に備え、危険なブロック塀などの撤去費用の補助を行ないます。

必要と判断されたもの など
▼**補助額** 次のいずれか低い額

- ①撤去工事の見積額
 - ②撤去するブロック塀の長さ(m)×1万2000円
 - ③20万円(上限額)
- ▼**申込期限** 12月28日(水) 午後5時
▼**必要書類** 補助金交付申請書・費用の見積書 など
※詳しくはお問い合わせください

早期発見・早期治療で健康な歯を

歯周疾患検診のご案内

●申し込み・問い合わせ先 健康づくり推進課(ワイプ内) ☎(248)1173

歯周病やむし歯は定期的に検査を受けることで、早期発見・早期治療ができます。市では、次のとおり歯周疾患検診を行なっています。

▼**対象**
令和4年4月1日時点で40・50・60・70歳の人

▼**受診期限**
令和5年3月31日(金)

※詳しくは対象者に個別送付している通知をご確認ください。紛失した人は、問い合わせしてください

2年に1度は検診を

子宮頸がん・乳がん検診を受けましょう

●問い合わせ先 健康づくり推進課(ワイプ内) ☎(248)1173

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスの感染が主な原因です。一度でも性交渉の経験があれば感染している可能性があります。感染から発症まで、平均5年から10年かかります。早期には自覚症状がないため、異常を感じてからでは手遅れになります。

日本人女性の9人に1人がかかるといわれる乳がん

乳がんは女性が一生のうちでもっともかかりやすいがんで、患者数は年々増えています。40歳を境に乳がんが亡くなる人が増え始め、年間1万人以上が乳がんが亡くなっています。自己検診では見つからない場合もあるので、定期的に検診を受診することが大切です。

2年に1度は検診を受けましょう

早期発見・早期治療で、子宮頸がんは90%以上、乳がんは95%以上が治癒します。定期検診を受けましょう。

年度末年齢	検診種別	申込方法
20～30歳	子宮頸がん 施設検診 対象者には、8月に問診票、委託医療機関一覧などを送付します。	申込不要です。
31歳以上	子宮頸がん ・ 乳がん 施設検診 申込者には、委託医療機関一覧などを送付します。	4月下旬に対象者へ各種検診(健診)一括申込書を送付しました。 5月末日までに申し込んだ人へ、8月に問診票などを送付します。
	集団検診 検診車で実施	

定期的な受診を

後期高齢者歯科口腔健診のご案内

●申し込み・問い合わせ先 健康づくり推進課(ワイプ内) ☎(248)1173

市では、次のとおり後期高齢者歯科口腔健診を行なっています。

定期的な受診し、口腔機能の健康を維持しましょう。

▼**対象**

受診日時点で、後期高齢者医療制度に加入している人

▼**受診期限** 令和5年3月31日(金)

▼**申込方法** 電話

令和4年度の

介護保険料額決定通知書をお送りします

●問い合わせ先 高齢者支援課 介護保険班 ☎(248)1102

6月中旬に納入通知書(介護保険料額決定通知書)を送付します

この通知書には保険料の算定根拠と支払方法などが記載されています。令和3年中の所得によって、保険料・納付方法が変わる人がいますので確認してください。

保険料の納め方

年金が年額18万円以上の人は原則特別徴収となりますが、次の場合などは、一時的に普通徴収となります。
・65歳になって半年から1年の期間
・年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき

・転入してきた人 など

▼**特別徴収とは**
年金からの天引きによる納付(年6回)

▼**普通徴収とは**
納付書払いや口座振替による納付(6月から翌年1月までの毎月)

※8月以降の介護保険料について、年金振込通知書に記載された金額と、市から送付する介護保険料額決定通知書に記載された金額が一致しないことがあります。実際に天引きされる介護保険料は、介護保険料額決定通知書に記載された金額です